

2024年5月15日

経済産業大臣 斎藤健殿

「(仮称) 宗谷管内風力発電事業」環境影響評価方法書に関する意見書

イトウ保護連絡協議会（以下 加盟団体）

- ・尻別川の未来を考えるオビラメの会
- ・ソラブチ・イトウの会
- ・朱鞠内湖淡水漁業協同組合
- ・猿払イトウの会
- ・北の大地の水族館
- ・Friends of Shari River 斜里川を考える会
- ・道東のイトウを守る会
- ・別寒辺牛川流域イトウ保護連絡協議会
- ・釧路自然保護協会
- ・十勝のイトウを守る会

イトウ保護連絡協議会のサイト：

<http://www.itou-net.sakura.ne.jp/index.html>

意見書窓口： 小山内浩一（猿払イトウの会）

kou3894@osanai-k.jp

私たち「イトウ保護連絡協議会」（以下、協議会）は、北海道内の各地域で希少サケ科魚類イトウ (*Parahucho perryi*) の保全活動を行っている団体の連合体です。イトウは、環境省及び北海道レッドリストで絶滅危惧ⅠB類（ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）、国際自然保護連合（IUCN）レッドリストでは最も絶滅が懸念されるCR（Critically Endangered：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）に選定され、さらに、国際自然保護連合により、絶滅が危惧され緊急に保全されるべき世界の水生生物50種にも選定されています。

イトウは、河川の上流域で繁殖し、稚魚や幼魚は氾濫原の小支流やワンド等で成長し、成魚は河川の上流域から下流域、汽水湖、ひいては海域まで生息場所として利用します。このように河川全域を利用するイトウが安定して繁殖し生息するためには、河川全域に本来の多様な環境が維持されていかなければなりません。また、そうした多様な環境には餌となる多様な生物が生息していかなければなりません。すなわち、イトウが安定して繁殖し生息しているということは、その河川の生態系が健全であることを示しています。よって、イトウは生物多様性の保全において、目標となる種（アンブレラ種）として捉えることができます。

こうした、絶滅危惧種であり生物多様性保全の目標種でもあるイトウに関し、協議会ではこれまでに北海道の各地域で様々な調査や保全活動を実施してきました。このたび、株式会社ユーラスエナジーホールディングスによる「(仮称) 宗谷管内風力発電事業」について、イトウの繁殖や生息に重大な負の影響を及ぼす恐れがあることから、協議会による調査結果や既存の知見等に基づき、以下 1~5.の問題点を指摘するとともに、本事業の中止を求めます。なお、本意見書は協議会ウェブサイトで公開します。

1. 事業想定区域は日本のイトウ繁殖地の核心部である。

協議会の調査では、現在、北海道内で比較的安定してイトウの繁殖が確認される水系は 7 水系のみである。事業想定区域は、猿骨川、鬼志別川、声問川、天塩川の 4 水系の本支流を含むが、このうち猿骨川、声問川、天塩川の 3 水系はいずれも比較的安定してイトウの繁殖が確認される水系であり、この 3 水系で確認されたイトウの産卵床の数は全道の約 4 割を占める。

事業想定区域に含まれる上記 4 水系の本支流（以下、河川）の数は、国土地理院数値地図に準じて計数すると宗谷地区 20 河川、上幌延地区 19 河川の計 39 河川で、そのうち少なくとも 19 河川でイトウの繁殖が確認され、さらに、事業想定区域内でイトウの繁殖が確認されている河川は少なくとも 8 河川に達する。これら 8 河川では、全ての産卵床が事業想定区域内で確認されており、その総数は、道東の釧路川水系全体で確認された全産卵床数の約 2 倍、風連川水系全体で確認された全産卵床数に匹敵する（協議会データ）。

このように高密度でイトウの産卵床が分布するエリアは他に類を見ないものであり、事業想定区域は、日本のイトウ繁殖地の核心部であると評価できる。こうしたイトウの保全上極めて重要な区域において、森林伐採や河川への土砂流出等（後述）、イトウの繁殖や生息に負の影響を及ぼすと考えられる大規模な風車建設事業を計画することは、不適切である。

2. 本事業に伴う森林伐採による流量減少等の負の影響

本事業では最大 120~160 基の大型風力発電機が設置される予定だが、その際には既設の水源涵養保安林を解除し、大規模な森林伐採が行われることとなる。水源涵養保安林として保護されてきた森林を伐採すれば、河川への流量調節機能を高度に保つことは困難となる。

2021 年夏季に、事業想定区域を含む宗谷地方の河川において渴水・高水温によるイトウの大量死が確認され、各種メディアでも報道されたことは記憶に新しい。協議会の調査では、翌 2022 年に当地の大半の繁殖河川において例年と比較し大幅な産卵床の減少を確認している。また、2023 年の調査でも未だ回復の兆しが見られない繁殖河川を複数確認しており、渴水や高水温がイトウの存続に及ぼす負の影響は大きいと考えられる。

こうした渴水や高水温による負の影響から宗谷地方のイトウを保全するためには、河川

への流量調節機能を有する流域の森林保全が不可欠である。それに逆行し、これまで水源涵養保安林であった森林を大規模に伐採する本事業の実施は、渇水や高水温を緩和する流量調節機能を阻害し宗谷地方のイトウの絶滅リスクを上昇させるものであると考えられ、不適切である。

3. 本事業に伴う河川への土砂流出等による負の影響

最大 120～160 基の大型風力発電機の設置に際しては、大規模な森林伐採のほか、各設置個所における切土・盛土等の整地作業や基礎造成作業、作業道・管理道の敷設作業等が大規模に行われることとなる。これらはいずれも、現地の植生による被覆を消失もしくは減少させ、または土壤の露出や浸食を増加させることにより、降雨時や融雪期等における河川に流出する土砂量の増加をまねく恐れがある。流出する土砂量の増加によりイトウの産卵場所に堆積する土砂量が増加すると、産卵床の造成自体や、溶存酸素量等の産卵床内部環境の変化を通じてイトウの卵の発生や仔魚の生育に負の影響を及ぼすと考えられる。

こうしたイトウの繁殖に負の影響を及ぼすと考えられる事業を、日本のイトウ繁殖地の核心部（1.を参照）において実施することは不適切である。

4. 林道交差部におけるカルバート等の設置による負の影響

本事業における作業道や管理道の設置に際しては、それらが河川を横断する場所に橋梁を設置せず、ボックスカルバートやパイプカルバート等を設置するカルバート工が採用される可能性が高い。しかし、カルバート工はイトウの産卵遡上等を阻害する移動障壁となり、河川の連続性を消失させる恐れがあることが指摘されている。

カルバートと河川との接合部において、洗堀により河床が低下し落差が形成される場合があり、その落差が大きいとイトウの遡上等が阻害される。また、河川規模と比較して径の小さなカルバートを設置した場合、増水時に倒流木等が引っかかって目詰まりを起こし、イトウの遡上等が妨げられる場合がある。さらに、ボックスカルバートについては、カルバート内で一様に水深が低下し流速が上昇することで、遡上個体がカルバート内を泳ぎきることができず、途中で力尽きて流れに押し戻されてしまう場合がある。こうしたボックスカルバートにより、落差が形成されていなくても、成魚が上流域の繁殖場所に到達できない状況も観察されている。

イトウの産卵遡上等を阻害する移動障壁となり、河川の連続性を消失させる恐れがあるカルバート工の実施が見込まれ、その管理も適かつ継続して実施されるか不明である本事業を、日本のイトウ繁殖地の核心部（1.を参照）において実施することは不適切である。

5. 本事業に係る環境影響評価手続きにおいてイトウに関する検討が適切になされていない。

貴社による「(仮称) 宗谷管内風力発電事業環境影響評価方法書」によると、第 6 章の「対

象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」において、魚類の調査地点として「対象事業実施区域及びその周辺の河川域」に調査地点を宗谷丘陵地区 12 地点、上幌延地区 13 地点それぞれ設定して、春季・秋季の 2 回捕獲法による調査を実施し、調査内容の詳細として「投網、タモ網、定置網、カゴ網、サテ網等により魚類を捕獲し、種名及び個体数を記録する。また、調査地点周辺において、サクラマスやアメマス等のサケ科魚類の産卵床がないか目視確認を行う。」としている。広大な事業実施想定区域に対し、こうした非常に限定的な定点・回数による一般的な調査手法では、イトウの分布、生息の状況及び生息環境の状況を適切に把握することは極めて困難であり、分布等について著しく過小評価となることが予想される。また、こうした非常に限定的なイトウ（及びその産卵床）の在/不在データ等から、具体的にどのような影響の予測や評価が実施されるのかも不明である。さらに、別途水質（浮遊物質量及び流量）に係る調査も予定はされているものの、イトウの生息や繁殖と関連させた予測や評価の実施については明記されていない。他にも、「上位性注目種の選定」においては、エゾヒグマやキタキツネ等が選定されているが、イトウは選定すらされていない。

そもそも第 4 章の「第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」における「動物の重要な種への影響の予測結果」（表 4. 3-16 (3)）において、動物の重要な種としてイトウも掲載されてはいるが、その「予測結果」として、「事業実施想定区域内に主な生息環境が存在するが、風力発電事業の性格上、生息環境が改変を受ける可能性が低いため、生息環境の変化に伴う影響は生じない。」とされており、また、「(3) 評価 (b) 評価結果」(4-72)においても「河川域に主に生息する昆虫類 2 種、魚類 23 種、河川域に主に生息する底生動物 11 種については、風力発電事業の性格上、生息環境が改変を受ける可能性が低いため、地形改変及び施設の存在による影響はない。」とされている。

上記 2~4 で指摘したとおり、本事業に伴う森林伐採による流量減少、河川への土砂流出、林道交差部におけるカルバートの設置等によるイトウに対する負の影響が懸念される中、こうした懸念に係る調査や予測、評価が適切に実施されることが現時点で既に期待できない状況である。

本事業と近接したエリアで計画されている事業として、ENEOSリニューアブル・エンジニア株式会社による「(仮称) 宗谷丘陵南風力発電事業」があり、同事業の計画段階環境配慮書に係る北海道知事による意見が出されている。その知事意見では、「特に、イトウについては、生息環境である河川の水環境等への影響を回避又は十分低減できることを裏付ける、科学的根拠に基づいた具体的な指標等を設定した上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施すること。」とされている。本事業においても同様に、イトウに関し、生息環境である河川の水環境等への影響を回避又は十分低減できることを裏付ける、科学的根拠に基づいた具体的な指標等を設定した上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施すべきであり、それが期待できない現状の計画については不適切であると言わざるを得ない。

かつて北日本の45水系でイトウの生息が記録されているが、その多くは絶滅している。最大の繁殖地が事業想定区域を含む宗谷管内に残されたのは、これまでイトウの繁殖や生息を脅かす大規模な開発事業の影響を受けてこなかったことがその要因の一つと考えられる。上記1~5の問題点等に鑑み、あらためて、本事業の中止を求めるものである。

以上